Ver. 2017-03

#### ~江田島市有害鳥獣捕獲報償金交付制度について~

平成29年4月1日捕獲分から、制度が一部変更となります。

必要な確認書類等が整っていない手続きは、報償金の支払いに影響を及ぼしますので、

この書類をよく読み、内容を理解したうえで手続きを行ってください。

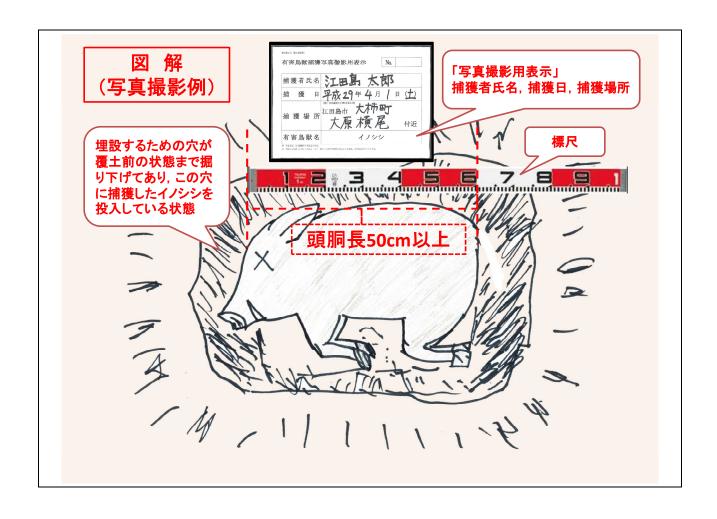
なお、手続きの窓口は、これまでと変更ありません。

(手続窓口) 江田島市産業部農林水産課 (本庁3階), 江田島支所, 能美支所, 沖美市民センター, 三高支所

## <u>■ポイント1■</u>

別表 報償金の基準(第3条関係) 抜粋

71112		基準及び捕獲証拠品	報償金の額
(1)			
(1)	イノシシの捕獲	〇尻尾	1頭につき
	((2)の要件を満	市内において捕獲したイノシシの尻尾	5,000円
	たさない場合)	が確認できる状態の場合(透明のビニール	
		袋等に入れて提出)	
(2)	イノシシの捕獲	○尻尾	1 頭につき
	(右欄の基準及	市内において捕獲し、埋設処理した頭胴	7, 000 円
	び捕獲証拠品の	長 50 センチメートル以上のイノシシの尻	
	要件を全て満た	尾が確認できる状態の場合(透明のビニー	
	す場合)	ル袋等に入れて提出)	
	, ,,,,	〇写真(L判サイズ以上、カラー刷り)	
		埋設するための穴が覆土前の状態まで	
		掘り下げてあり、この穴に捕獲したイノシ	
		シを投入し、標尺等によって埋設個体の頭	
		胴長が 50 センチメートル以上であること	
		がわかる状態で、必要事項が記載された有	
		書鳥獣捕獲写真撮影用表示(様式第4号)	
		とともに撮影されている写真(被写体及び	
		文字が鮮明に印刷されているもの)が確認	
(4)	1 5 944	できる場合	4
(4)	カラスの捕獲	〇両足	1 羽につき
		市内において捕獲したカラスの両足が	1,000円
		確認できる状態の場合(透明のビニール袋	
		等に入れて提出)	
(5)	アナグマの捕獲	〇尻尾	1 頭につき
		市内において捕獲したアナグマの尻尾	2,000円
		が確認できる状態の場合(透明のビニール	
		袋等に入れて提出)	
(6)	カワウの捕獲	〇両足	1 羽につき
		市内において捕獲したカワウの両足が	1,000円
		確認できる状態の場合(透明のビニール袋	
		等に入れて提出)	
		11 - 21 0 0 MC H- /	



# ■ポイント2■

#### ■報告(第4条関係)

交付対象者	確認書類等	提出期限
捕獲者	〇有害鳥獣捕獲実施報告書 (捕獲者用) (様式	捕獲を実施し
(江田島市有害	第3号)	た日の属する
鳥獣捕獲許可証	〇捕獲証拠品	年度の翌年度
の交付を受けた		4月10日まで
者のうち、実際に		
有害鳥獣を捕獲		
した者)		

#### ■報償金の交付(第5条関係)

交付の請求は、有害鳥獣捕獲報償金交付請求書(様式第5号)により行う。

### ■ご不明な点がございましたら次の問い合わせ先までご相談ください。

(お問い合わせ先)

江田島市 産業部 農林水産課 TEL:(0823)43-1642 (〒737-2297 江田島市大柿町大原505番地 江田島市役所本庁舎)